様式第三十一の六中「【特許請求の範囲】
【請求項１】
【発明の詳細な説明】
（【図面の簡単な説明】）
（【図１】）」を「【技術分野】
（【背景技術】）
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【課題を解決するための手段】
（【発明の効果】）
（【発明を実施するための最良の形態】）
（【実施例】）
（【産業上の利用可能性】）
（【図面の簡単な説明】）
（【図１】）
（【符号の説明】）
（【配列表フリーテキスト】）
（【配列表】）」に改め、同様式の備考を次のように改める。

〔備考〕

様式第29の備考と同様とする。

様式第三十一の六の次に１様式を加える。

様式第31の６の２（第25条の７関係）

【書類名】　特許請求の範囲

【請求項１】

〔備考〕

様式第29の２の備考と同様とする。

様式第三十四中「【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出物件の目録】」を「【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【刊行物等】
【提出物件の目録】」に改め、同様式の備考を次のように改める。

１　「【刊行物等】」の欄には、特許法第30条第１項の適用を受けようとする場合において、試験を行ったときは、試験を行った日及び場所を記載し、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数及び発行年月日を記載し、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日及び掲載アドレスを記載し、学術団体の研究集会において文書をもって発表したときは、研究集会名、主催者名及び開催日を記載する。特許法第30条第３項の適用を受けようとする場合には、博覧会名、主催者名及び開催日を記載する。

２　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第４の備考２及び４並びに様式第20の備考２と同様とする。

様式第三十六の備考２中「備考２から４まで」を「備考２及び４」に改める。

様式第四十四の備考３中「「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」」を「「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」」に改め、同様式の備考５中「「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合　○／○」のように記載する。第31条の２第２項の規定により産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の１／２軽減」又は「産業技術力強化法第16条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」のように記載する。第31条の２第３項の規定により産業技術力強化法第17条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減。確認書の番号　第○○号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第２項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第195条の２の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第195条の２の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。これらの場合において、備考３により「【その他】」に当該法人の法的性格を記載したときは、その記載の次に行を改めて」を「「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改める。

様式第四十四の備考６中「様式第４の備考２及び４」を「様式第４の備考４、様式第９の備考10」に、「様式第38の備考２」を「様式第31の５の備考１」に改め、同備考を同様式の備考７とし、同様式の備考５の次に次のように加える。

６　第31条の２第２項の規定により産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の１／２軽減」又は「産業技術力強化法第16条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減」のように記載する。第31条の２第３項の規定により産業技術力強化法第17条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第２項の規定による審査請求料の１／２軽減。確認書の番号第○○号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第２項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第195条の２の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の２の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。

様式第四十六の備考４中「から19まで」を「、18」に、「備考４並びに様式第31の５の備考１」を「備考２及び４並びに様式第20の備考１及び５」に改める。

様式第四十八の備考４中「３及び」を削り、「９」を「10」に改め、「１及び」を削る。

様式第五十の備考中「２及び」を削り、「並びに様式第15の２の備考２」を「、様式第15の２の備考２並びに様式第31の５の備考１」に改める。

様式第五十一の二中「【特許請求の範囲】
【請求項１】
【発明の詳細な説明】
【図面の簡単な説明】
（【図１】）」を「【技術分野】
（【背景技術】）
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【課題を解決するための手段】
（【発明の効果】）
（【発明を実施するための最良の形態】）
（【実施例】）
（【産業上の利用可能性】）
（【図面の簡単な説明】）
（【図１】）
（【符号の説明】）
（【配列表フリーテキスト】）
（【配列表】）」に改め、同様式の備考１中「、請求の範囲」を削り、同備考のイ中「明細書」の下に「、請求の範囲」を加え、同備考のロを削り、同備考のハをロとし、ニをハとし、次のように改める。

ハ　明細書（配列表は除く。）の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。

様式第五十一の二の備考１のホを、同備考のニとし、次のように改める。

ニ　「発明の詳細な説明」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明の開示】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。